

墨田区コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第30号

墨田区コミュニティ住宅条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区コミュニティ住宅条例施行規則（平成2年墨田区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の8を第1条の10とし、第1条の7第2項第1号中「墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例」を「墨田区住宅耐震改修促進助成条例」に改め、同条を第1条の8とし、同条の次に次の1条を加える。

（区域）

第1条の9 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める区域は、次に定める区内の区域とする。

- (1) 京島一丁目6番から37番まで及び44番から53番まで、京島二丁目並びに京島三丁目
- (2) 墨田一丁目16番から19番まで及び墨田二丁目から墨田五丁目まで
- (3) 東向島五丁目38番から43番まで

第1条の6を第1条の7とし、第1条の5を第1条の6とし、第1条の4を第1条の5とし、第1条の3の次に次の1条を加える。

（木造準耐火建築物等の要件）

第1条の4 条例第2条第4号に規定する規則で定める要件は、墨田区木密地域不燃化プロジェクト不燃化促進助成制度要綱（平成25年3月29日24墨整都第853号）第9条第1項の規定により対象確認申請を行う意思があることが分かる書面を提出していることとする。

第1号の2様式中

「 建築確認申請書の写し（墨田区コミュニティ住宅条例施行規則第1条の7第2項に規定する建築物の改修を除く。） を 」

「 建築確認申請書の写し（墨田区コミュニティ住宅条例施行規則第1条の8第2項に規定する建築物の改修を除く。） に、
木密地域不燃化プロジェクト不燃化促進助成対象確認申請書の写し 」

「不燃建築物への建替えを」を「不燃建築物又は木造準耐火建築物等への建替えを」に、「不燃建築物への建替え又は第1条の7第2項」を「不燃建築物又は木造準耐火

建築物等への建替え若しくは第1条の8第2項」に改める。

第5号様式中

「 2 この使用許可の後、使用者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。 を
」

「 2 この使用許可の後、使用者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。
3 木造準耐火建築物等への建替えに伴う一時使用の場合、墨田区木密地域不燃化プロジェクト不燃化促進助成制度要綱に基づく対象確認申請に対する決定がされたことが分かる書類を速やかに提出すること。 に改める。
」

第18号の2様式及び第18号の3様式中「不燃建築物への建替え又は墨田区コミュニティ住宅条例施行規則第1条の7第2項」を「不燃建築物又は木造準耐火建築物等への建替え若しくは墨田区コミュニティ住宅条例施行規則第1条の8第2項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。